

在外選挙人名簿について

令和4年6月16日

1. 在外選挙人名簿とは(公職選挙法第 30 条の 2 ほか)

- 海外にお住まいの方でも、在外選挙人名簿に登録されることで国政選挙(衆議院, 参議院)の投票をすることができます。(国政選挙以外の投票はできません。)
- 在外選挙人名簿は、国外に居住する選挙人の範囲をあらかじめ確定しておくために選挙人を登録する公募であり、一般の選挙人名簿とは違い、登録は申請主義となっています。

2. 在外選挙人名簿に登録される方(公職選挙法第 30 条の 4 ほか)

在外選挙人名簿に登録されるのは、次のすべてに該当し、日本大使館や総領事館を通じて登録申請を行った方です。

- 日本国籍を有すること。
- 年齢が満 18 歳以上であること。
- 現在の住所を管轄する大使館や総領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有していること。

3. 申請等について

- 登録申請先は、申請者の最終住所地の選挙管理委員会となりますが、どこの市区町村の住民基本台帳にも登録されたことがない者は、その者の本籍地のある市区町村の選挙管理委員会となります。
- 四万十町の在外選挙人名簿に登録された方へは、登録申請書を送付した管轄大使館等を通じて、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する「在外選挙人証」が交付されます。

詳しくは[外務省の在外選挙のページ](#)をご参照ください。